

論 説

金融取引法の課題(4)

——平成30年3月22日広島高裁岡山支部第2部判決を題材として——

久 保 壽 彦

はじめに

- I. 平成30年3月22日広島高裁岡山支部第2部判決（控訴棄却【確定】）について
（保険会社がした、保険契約者の代表取締役が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係があることを理由とする保険契約の解除の有効性）
 1. 原審（岡山地判平成29年8月31日判決）
 - 1.1 事案の概要
 - 1.2 争点
 - 1.3 当事者の主張
（Yらの主張）
（Xの主張）
 - 1.4 原審の判断
 - 1.5 原審判断の詳細理由
 2. 控訴審
 - 2.1 控訴審の判断
 - 2.2 控訴審の付加的判断
- II. 検討
 1. 暴排条項導入の経緯
 - 1.1 政府指針と金融庁の監督態勢
 - 1.2 暴排条項の保険法上の位置付け
 2. 学説について
 - 2.1 有効説
 - 2.2 慎重説
 3. 本判例に関する見解等
 - 3.1 鈴木（正）見解
 - 3.2 鈴木（仁）見解
 - 3.3 本判決「コメント」において
 4. 私見
 - 4.1 東日本大震災に関わって
 - 4.2 反社会的勢力排除について
 - 4.3 本判決について
 - 4.4 有効説と慎重説
 - 4.5 最後に

本判決は保険契約者等が保険法に規定される重大事由解除に該当するかどうか争われた事案である。本件は、原告らの時系列の言動が判旨にも大きく取り上げられているので、事案の概要や判旨において、許す限りでその内容を紹介することとしたい。¹⁾

なお、本件は、暴力団構成員等であることを理由に重大事由解除を認めたはじめての裁判例でもある。²⁾

I. 平成30年3月22日広島高裁岡山支部第2部判決（控訴棄却【確定】）について （保険会社がした、保険契約者の代表取締役が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係があることを理由とする保険契約の解除の有効性）

1. 原審（岡山地判平成29年8月31日判決）

1.1 事案の概要

本件は、株式会社Xが、保険会社Y1及び同会社Y2（以下「Yら」という。）との間で締結した各保険契約につき、YらがしたXの代表取締役Qが反社会的勢力である暴力団員と社会的に非難されるべき関係があることを理由にする解除の効力を争い、いずれも保険契約者たる地位を有することの確認を求める事案である。

Xは、昭和59年に設立された舗装工事、土木工事等を目的とする株式会社であり、代表取締役はQである。

Xは、平成26年8月1日、X代表取締役であるQを被保険者として、被告生命保険会社Y1との間で契約を締結した。さらに、Xは、平成26年9月1日、Y1及びY2との間で、生命保険と損害保険のセット保険に係る契約を締結した。

甲県は、平成27年9月1日付で、同日から平成28年8月31日までの間、甲県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領に基づき、Xを入札指名業者から排除する旨の措置を行った。

本件排除措置に関する指名除外理由は、Qが代表取締役を務めるXについて、「有資格者、有資格者の役員等又は有資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められたこと」である。

Yらは、平成27年11月13日付けの通知により、Y1においては、 α 保険普通保険約款規定第18条第1項(5)の(オ)の事由に該当することが認められるとして、Y2においては、 β 保険普通保険約款基本条項第8条(2)①の事由に該当することが認められるとして（以下、これらの適用条項を「本件排除条項」という。）、Xに対し、いずれも本件各保険契約を解除する旨の意思表示をした。

〈 α 保険普通取引約款〔被告Y1〕〉

第18条（重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等）

当会社は、次の(1)から(6)のどれかに該当する事由が発生した場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

(5) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次の(ア)から(オ)のどれかに該当する場合

(オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

〈β 保険普通保険約款〔被告 Y2〕〉

第 8 条 (重大事由による解除)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

③ 保険契約者が、次のいずれに該当すること。

ア 反社会的勢力に該当することが認められること

イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること

ウ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

エ 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

オ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

①被保険者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること

Xは、平成27年12月28日、本件訴えを提起した。

1.2 争点

本件の争点は、Qが反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるか否かである。

1.3 当事者の主張

(Yらの主張)

(1) Qは、平成27年8月8日、恐喝の疑いで甲県警察乙警察署に逮捕された。報道によれば、被疑事実は、Qが工事代金の請求に来たSに対し、以前に同人が被害者となった傷害事件でQの知り合いの暴力団組長Rが有罪判決を受けたことにつき、言いがかりをつけて脅かし、代金の一部30万円の支払を免れたというものである。

(2) 甲県は、Xが暴力団関係者の関与する不良業者であることを理由に、平成27年9月1日から平成28年8月31日までの間、Xを入札指名業者から排除する本件排除措置を行った。本件排除措置についても新聞報道がされ、それによれば、Xの役員Qが暴力団幹部と交友していたとのことである。

(3) Yらは、Qの本件逮捕及びXに対する本件排除措置の各事実を把握し、平成27年10月26日他、甲県警察本部刑事部組織犯罪対策第2課を訪問してXの属性につき照会したところ、Xにつき本件暴排条項に該当する旨(「Qが反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している旨」)の回答を得た。

(4) 原告Xの代表取締役であるQが知り合いの暴力団組長であるRによる傷害事件に関連して自ら恐喝におよび逮捕された事実や、Xが暴力団関係者の関与する不良業者であるとして本件排除措置により入札指名業者から排除された事実、また、本件解除に先立ちYらが警察当局に行った照会に対する回答内容等に照らせば、Xに本件排除条項該当事由があることは明白である。

(5) なお、Xは後記(1)の通り主張するが、本件排除条項は、「社会的に非難されるべき」との規範的要素によりその適用範囲が限定されており、適用範囲を類型化する解釈が可能である以上、適用範囲が曖昧かつ広範に過ぎるということにはならない。

(Xの主張)

(1) 被保険者が「その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる」場合に保険契約を解除できる旨定める本件排除条項は、曖昧かつ広範で保険契約者又は被保険者にとって不利な特約である。したがって、本件排除条項は、保険法30条3項あるいは57条3号に違反する場合は無効というべきであり、本件排除条項は、保険法30条、57条の趣旨に鑑み、保険金不正請求を招来する高い蓋然性がある場合に限って適用される規定と限定的に解釈すべきである。

(2) 本件逮捕に至る経緯は、次のとおりである。

ア 平成26年12月頃、Qは、Sから、ある公共工事の下請工事を紹介された。Qは、本件工事がこれまで取引のない会社の下請けであったことから本件工事の受注には消極的であったが、Sが「ちゃんとした会社だから大丈夫だ。」ということから受注した。Sも、孫請け業者として本件工事に携わった。

イ ところが、本件工事が進みXが元受業者に出来高分の請求を行っても、元受業者から請負代金が支払われない状態が続き、平成27年3月頃、QとSは、本件工事の代金回収の方策について、甲市内の飲食店で食事をしながら相談をしていた。そうしたところ、たまたま同店を、Qの中学時代の知人であったRが訪れ、別のテーブルで飲食をしはじめた。Qは、Rとは顔を見知っている程度であり、共に食事をする関係にもなかったから、その日も、顔見知りに対する礼儀として会釈した程度であった。飲食の途中、SとRの間にいさかいが起こってしまい、RがコップでSに怪我をさせるという事件が発生したが、Qが両者の仲裁に入ったことでその場は収まった。

Sは、本件傷害事件を警察沙汰にしない旨Rに約束したものの、翌日になって被害申告をしたため、Rは逮捕されるに至ったが、これにより、Qは、RはQの顔を立てて場を収めたにも関わらず、Sが警察沙汰にしたことによりRが逮捕されたとして非難されるとともに、Rの弁護士費用はQが支払うべきだなどという内容の嫌がらせの匿名電話を受けるようになった。他方、Sは、本件傷害事件を契機に、Qに対し、早朝深夜を問わず本件工事の下請代金の支払いをしつこく要求するようになった。

ウ Qは、平成27年3月16日頃、Sがあまりにもしつこく本件工事の下請代金の支払を請求することから、自らも元受業者から回収できていないため下請代金を支払うことができないことを伝えた上、SがRとの約束を破って本件傷害事件を警察沙汰にしたためにQが嫌がらせを受ける羽目になっていることをなじり、Sの支払要求を拒絶した。

その結果、Sが逆恨みして恐喝事件として警察に届け出たことから、平成27年8月8日、Qは恐喝の疑いで逮捕されたが、Qは一連の事件のとはっちりを受けたに過ぎないためすぐに釈放され、同月17日に不起訴処分となっている。

エ 以上のとおり、Qは、本件傷害事件当日、暴力団組長であるRと同じ飲食店で飲食をしていたことはあったが、その内容は「暴力団員または暴力団関係者との飲食等」として非難されるようなものではなかった。したがって、原告に保険金不正請求を招来する高い蓋然性がないこと

は明らかである。

1.4 原審の判断

原審は、本件暴排条項につき、保険金不正請求を招来する高い蓋然性がある場合に限り適用される規定であると限定解釈することはできないし、曖昧かつ広範ということもできないと判断した上、Qが、Rの犯した本件傷害事件の被害者であるSに被害申告しないよう約束させ、Rに対して便宜を供与したり、結局被害申告をしたSに対し、Rが逮捕され罰金刑に処されたことに因縁をつけ、Xの本件工事の代金支払義務を免れようと、Rを不当に利用したりしたことが認められるから、本件排除条項に該当し、本件解除は有効であると判断して、Xの請求をいずれも棄却した。そこで、Xは、本件控訴した。

1.5 原審判断の詳細理由

(1) Xは、本件排除条項の規定は曖昧かつ広範である上、保険契約者である原告に不利な特約であるから、保険金不正請求を招来する高い蓋然性がある場合に限り適用される規定と限定的に解釈すべきである旨主張する。

しかし、本件暴排条項の趣旨は、反社会的勢力を社会から排除していくことが社会の秩序や安定を確保する上で極めて重要な課題であることに鑑み、保険会社として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保することにあると解される所、その趣旨は正当なものとして是認できる。そして、このような本件暴排条項の趣旨に鑑みれば、本件暴排条項は、保険金詐取のような場合とは異なり、公共の信頼や業務の適法性及び信頼性の観点から、外形的な基準によって、これらを害する恐れがある類型の者を保険契約者から排除しようとしたものといえ、本件排除条項をもって、保険金不正請求を招来する高い蓋然性がある場合に限り適用される規定であると限定的に解釈すべきである旨のXの主張は採用できない。

(2) また、Xの本件排除条項は曖昧かつ広範であるとの主張に対し、本件排除条項においては、「社会的に非難されるべき」という文言をもって適用範囲が限定されているし、規範的要件があることから直ちに曖昧かつ広範ということもできないことは当然である。その文言上からも、本件排除条項が、例えば、暴力団と交際していると単に噂されているとか、暴力団員と幼馴染の間柄という関係のみで交際しているということだけで適用されないことは明らかであり、Xの主張は採用できない。

(3) そこで、進んでXにつき本件排除条項の適用事由があるかについて検討すると、平成27年1月12日QのRに対して「俺の顔に免じて、この場が収めてや」との発言に対し、Qが、Rと同人に対し顔を立てさせられる関係にあったことは明らかである。警察官の取り調べに対して、Rは、Qとは30年来の付き合いがあり、これまでも何回か一緒に飲みに行っている旨話していることが認められるが、QがRと同人に対して顔を立てさせられる関係にあったことからすると、Rの上記供述は信用することができる。

以上からQとRは、その頻度はともかく、普段から飲食を共にする親しい関係にあったことが認められ、Rとは顔を見知っている程度であり、共に食事をするともなかった旨のQの供述は到底信用することができない。

(4) また、Qは、平成27年8月8日、Sに対する恐喝の疑いで逮捕されたところ、その被疑事実、Qが、本件傷害事件でRが逮捕され罰金刑を受けたことに因縁をつけ、迷惑料名目でSに対

する工事代金の支払いを免れようと企て、Sに対し、「何で会長のことで警察を呼び込んだんだんら」……「後々、若い衆が来て困ろうが」「何じゃ言うても、会長はb組の直参じゃ、現役なんじゃけえ」などのRの属性と威力を告知するなどして畏怖させ、工事代金の一部である30万円の回収を断念させ、その支払いを免れて財産上の不法の利益を得たなど、Qが、Sの被害申告により本件傷害事件でRが逮捕されたことに因縁をつけたことは明らかといえる。

Qは、Rと普段から飲食を共にするなど親しい関係にあったことが認められる。ただし、QとRの間には幼馴染の関係があることが窺われるから、現在に至ってQがRと飲食を共にするなど親しい関係にあるからといって、このことが直ちに社会的非難に値するとはいえない。しかし、Qは、平成27年1月12日に本件傷害事件が起きた際、被害者であるSをして被害申告しないことを加害者であるRに対して約束させたものであり、加えて、証拠や弁論等によれば、Qは、その後、更に電話でもSに対し本件傷害事件につき被害申告しないよう言い含めたことが認められる。Qのこのような行為は、暴力団組長であるRに対し、自らの犯罪行為に係る被害申告を免れさせるという便宜を供与するものに他ならない。Qは、これのみならず、平成27年8月8日には、Sに対し、本件傷害事件でRが逮捕され罰金刑を受けたことに因縁をつけ、迷惑料名目でSに対する工事代金の支払いを免れようと企てたのである。Qが、このように暴力団会長であるRの属性と威力を借りる行為に出たことからすると、QおよびRの関係は、もはや単なる中学時代の知人同士という幼馴染の人間関係の延長線上にあるものとはいえず、社会的に非難されるべき関係と評価すべき域に達するものと解するのが相当である。

したがって、Qは、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められ、Xには本件排除条項の適用事由があり、Yらによる本件解除は有効といえる。

2. 控訴審

2.1 控訴審の判断

控訴審は、原審の判断を採用し、下記の付加的判断を行った上で、本件排除条項を控訴人主張のとおりに限定解釈することはできないし、本件排除条項に該当する事実が認められるから、本件解除は有効であると判断した。

2.2 控訴審の付加的判断

(1) Xは、本件排除条項が、暴力団と交際していると単に噂されたり、暴力団員と幼馴染の間柄という関係のみで交際したりしているだけでは適用されないと解釈できるというだけでは、どのような場合に「社会的に非難されるべき関係」と評価されるのか明らかでないと主張する。

しかし、本件排除条項は、被保険者等が、反社会的勢力を不当に利用していると認められること等に加えて、「その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること」と規定するものである。

そうすると、本件排除条項の「社会的に非難されるべき関係」とは、前記(1)ないし(4)に準じるものであって、反社会的勢力を社会から排除していくことの妨げになり、反社会的勢力の不当な活動を積極的支援するものや、反社会的勢力との関係を積極的に誇示する者等をいうことは容易に認められる。

よって、本件排除条項が、Xが主張するような意味において不明確ということとはできず、上記

の観点からその適用すべき場合の限界を画されているといえるから、Xの前記主張は採用できない。

(2) Xは、QとRが、普段から飲食を共にする親しい関係にあった事実はないと主張する。

しかし、本件恐喝事件の捜査において、Qの携帯電話にRとの通話履歴が認められなかったことは、その数か月前までの間に通話がなかった事実を意味するものにすぎず、Qが供述するように何年も会っていないという事実が確からしいと示唆する証拠とはいえない。

なお、すでに説示した通り、QとRの関係が、本件排除条項にいう「社会的に非難されるべき関係」にあるのは、QとRが幼馴染の延長として、飲食を共にするなど親しい関係にあったことをいうのではなく、QがRに対して顔を立てさせることによって、Sに被害申告をしないことを約束させたり、Rからの害悪を告知して未払いの工事代金の回収を断念させたりすることができるような関係にあったことをいうものであるから、控訴人の前記主張は、「社会的に非難されるべき関係」を否定する理由として、当を得たものでもない。

よって、Xの前記主張は採用できない。

(3) Xは、QがSに対し本件傷害事件について被害申告をしないよう積極的な妨害行為をしたことはないし、QがRから迷惑をかけられる立場にあったことから、被害申告をしないよう言い含めたことは、やむを得ない行為であったと主張する。

しかし、Qが、現実にRから脅されたり嫌がらせを受けたりして、Rのことを怖れていたとは認められない。

以上の事実からすると、Qが内心でRから私生活的な迷惑をかけられることを怖れていたとしても、それがために、Sに正当な行為に出ないことを求めることは、反社会的勢力の不当な活動を積極的に支援することにほかならず、やむを得ない行為であったとは認められない。

なお、このことについて、場を取めるためであったという一応の弁解が可能であったとしても、Qが、これのみならず、反社会的勢力との関係を積極的に誇示したことからすると、QおよびRの関係が、もはや単なる中学時代の知人同士という幼馴染の人間関係の延長線上で、飲食を共にする親しい関係にあったというに止まらず、QにおいてRが反社会的勢力の構成員であることを利用して、RやQ自身の利益を図ることができるといった点において、社会的に非難されるべき関係と評価すべき域に達していたものと解するのが相当である。

(参考として本事案の訴訟に至る経緯等を時系列に示すこととする)

訴訟に至る経緯 (一部省略)

H26.08.01 X社とY社との間の保険契約の締結

H26.12頃 Qは、Sから、公共工事の下請工事を紹介され、Sが孫請けとなる。

H27.01.12 QとSは、本件工事の代金回収について、甲市内の飲食店で食事をしながら相談。たまたま訪れたQの幼なじみの暴力団組長RとSの間でいさかいが起こり、RがSにけがをさせ…Qが場を取めたにもかかわらず、Sが警察沙汰にして後日、Rが逮捕。

H27.03.16 SがQに工事代金の支払いを求める…恐喝へとつながる

H27.08.08 X社の代表者Qが、下請代金の請求にきたSに対して、同人が被害者となった傷害

- 事件で、Rが有罪判決を受けたことについて「何が警察に飛び込んだんなら」「弁護士費用などを支払ってもらおう」などと言いがかりをつけて脅し、同代金の一部30万円を免れたという恐喝容疑で甲県警察署によって逮捕される。後日、罰金刑。
- H27.08.10 上記逮捕が地元新聞等で報道される。
- H27.08.13 SとQとの和解によって、被害届取下げ。
- H27.08.17 Qの不起訴処分。
- H27.09.01 甲県が、Qについて「暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められた」ことを理由にX社を入札指名業者から排除する旨の措置を行った。（期間：H27.09.01～H28.08.31）
- H27.09.02 上記排除措置が地元新聞等で報道される。
- H27.10.26 Yらが甲県警本部組織犯罪対策課にQの暴排条項への該当性につき照会すると、即日、「該当する」との回答が得られる。
- H27.11.02 Yらが、あらためて甲県警本部組織犯罪対策課にQの暴排条項への該当性につき紹介すると、あらためて「該当する」との回答が得られる。
- H27.11.13 Yらは、X社に対してQの暴排条項への該当性を理由に保険契約を解除する旨通知する。
- H27.12.28 X社がYらを提訴（保険契約者地位確認請求事件）
- H28.06.21 X社は、甲県地裁に甲県を相手方とする本件排除措置の仮の撤回を求める仮処分を申し立て。
- H28.08.30 被保全権利が認められない上、保全の必要性もなしとして却下。

II 検 討

1 暴排条項導入の経緯

1.1 政府指針と金融庁の監督態勢³⁾

平成19年6月19日、政府犯罪対策閣僚会議は、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」という。）を発表した。

それを受けて金融庁は監督下の各業界に対する監督指針を整備し、各業界は反社会的勢力排除態勢を整えることとなった。保険業界に対しては、「保険会社向けの総合的な監督指針（以下、「監督指針」という。）および「保険検査マニュアル（保険会社に係る検査マニュアル）」において反社排除に関する項目を設けた。監督指針では、「Ⅱ-3-10 反社会的勢力による被害の防止」等が示され反社会的勢力排除態勢整備の具体的方針が示された。また、検査マニュアルでは「法令遵守態勢の確認検査用チェックリスト」「Ⅲ. 個別の問題点 4. 反社会的勢力への対応」が示され保険会社の反社排除態勢整備に関する検査を行うこととされた。

政府指針は、「反社会的勢力が取引先や株主となって、不当要求を行う場合の被害を防止するため、契約書や取引約款に暴力団排除条項」を導入するよう求め、そこで、監督指針は、「①反社会的勢力との取引を未然に防止するための適切な事前審査の実施や必要に応じて契約書や取引

約款に暴力団排除条項を導入するなど、反社会的勢力が取引先となることを防止すること。」(監督指針「II-3-10-2 主な着眼点」参照)とし、保険会社に暴排条項の導入を求めた。このような状況の中、保険約款に暴排条項が導入されることとなった。

生命保険約款へは、平成23年6月、生命保険協会によって「保険約款に導入すべき暴力団排除条項の規定例」が取りまとめられ、平成24年4月以降生命保険各社の生命保険約款に暴排条項が順次導入された。また、平成25年9月には日本損害保険協会によって「反社会的勢力への対応に関する保険約款の規定例」が取りまとめられ、同年秋以降、損害保険各社の損害保険約款に暴排条項が導入された。⁴⁾⁵⁾

1.2 暴排条項の保険法上の位置付け

保険法は、保険者による保険契約の解除権の1つとして重大事由による解除(30条、57条および86条)を定めており、その解除事由を各条1号(故意の事故招致)、2号(詐欺)および3号(いわゆる包括条項(バスケット条項))の3つに限定している。このうち、3号は、「前2号に掲げるもののほか、保険者の保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、当該生命保険契約の存続を困難とする重大な事由」(57条3号。「信頼関係破壊等」という。)を解除事由とするものであるが、保険会社等が平成24年以降に導入した暴排条項は、この3号解除事由に該当すべき事由の一類型を約款にて明確化ないし具体化したもの、として位置付けられている。

一方、保険法は、同法に定める重大事由解除の規律に反する特約で保険契約者等に不利なものを無効とする規定を置いている(片面的強行規定、33条1項、65条および94条)。また、重大事由解除はそれが行使されたときの保険契約者等の不利益が大きいため、その濫用を防止すべきだと衆参両院の審議において附帯決議がなされている。⁶⁾

2. 学説について

そこで、暴排条項と保険法上の重大事由解除に関する規律との整合性は図られているのか、より具体的には、保険契約者等が反社会的勢力であるという事実は、例えば保険法57条3号解除事由にいう信頼関係破壊等に該当するののかといった点について、主に属性要件のみで重大事由解除が可能等とする説(以下、仮に「有効説」という。)と属性要件に加えて反社会的勢力行為などの行為要件などが加わってはじめて有効等とするなど慎重に検討すべきとする説(以下、仮に「慎重説」という。)がある。

本稿では、まず、これらの異なる見解を傍観したいと考える。

2.1 有効説

① 大野説⁷⁾は、暴力団構成員等は、組織的に行使する暴力とその威力を最大限利用しつつ資金獲得活動を行う者であり、上位者の全人格的統制下に置かれて上納金の納付という絶対的な義務を課されるがゆえに、資金獲得活動を敢行・継続する責務から免れることができない地位にあり、その資金獲得活動の態様は巧妙化しており、近年では各種詐欺への関与を深めていて、暴力団構成員等の検挙人員のうち詐欺の検挙人員が占める割合は増加傾向にある(警察庁組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課「平成26年度の暴力団情勢」平成27年3月12頁)。自らの意思でかかる団体に所属ないしは関与し、その規律に服することを全人格をもって誓約し、その資金獲得活動を遂行すべき立場にあり続けているという事情は、「保険契約者等が将来において保険金の不正請求等の保険

制度の健全性を害する行為（モラル・リスクを招来する行為）を行わないこと」への信頼を著しく損なうものといえど暴力団構成員等を再定義した上で、少なくとも、政府による許認可と監督のもと、反社会的勢力との関係遮断への取り組みが強く義務付けられ、その遵守を条件に保険契約の締結行為が許容されている保険会社等を保険者とする保険契約に関しては、保険者は、反社会的勢力等と保険契約の前提となるべき信頼関係を構築することができない。

したがって、かかる保険契約に関しては、保険契約者等が反社会的勢力等に該当するという事実は、それ自体が3号解除事由にいう信頼関係破壊等に該当するものということができ、暴排条項およびこれに基づく解除は、重大事由解除に関する保険法の片面的強行規定に相反するものではないとする見解である。

② 藤本説⁸⁾は、反社会的勢力に属する者が旧来、保険金詐取等の犯罪行為に関与することが通常人に比べて極めて高いと判断できることから、将来、保険金の不正請求に関する蓋然性も通常人に比べて相当に高いと考えられ、反社会的勢力に属すること自体で保険金不正請求を招来する高い蓋然性があることをもって信頼関係が破壊されたと考えることは、モラル・リスク排除を念頭に置く重大事由解除の趣旨に反するものではなく、契約継続の困難性に関しても、反社会的勢力に属する者は保険金不正請求を招来する高い蓋然性があることから、そのこと自体で契約継続が困難といえること、政府方針や保険会社向けの監督指針（Ⅱ-3-10-1）において、保険会社が反社会的勢力として一切の関係を排除することが求められていること等から、この要件も認められるものと解している。

また、57条3号の要件を充足すると解した場合も、本条の片面的強行規定性との関係が問題となり、この点に関しても、モラル・リスク事案等の保険制度の健全性を害する行為の排除を目的とした重大事由解除の保険法の趣旨は暴力団排除条項の規定目的と合致すること、暴力団排除条項がもたらす効果も重大事由解除の予定する範囲内にあることから、当該条項が片面的強行規定に実質的には反することにはならないとし、さらにモラル・リスクに直接関連しない事情は3号にいう「信頼関係破壊」に影響を与えないとの理解を前提に、反社会的勢力のうちモラル・リスクを招来する高度の蓋然性がある者との関係においては本件排除条項を有効としている⁹⁾。

③ 鈴木（仁）説¹⁰⁾は、暴力団は博徒に由来し、保険金詐欺を含む詐欺事案を主要な資金源としており、保険金詐欺や不正請求を敢行し、保険者の業務の健全性を害するおそれが高い。また、共生者についても、暴力団の不正な資金獲得活動に加担している実態があり、保険契約を悪用する人為的リスクが一般人よりも高い。

さらには、反社会的勢力は政府指針や保険監督指針においても一切の関係遮断が求められる存在であることや、保険契約が射倅契約かつ最大善意契約であり、特別の信義誠実が求められることから、このような集団に所属すること自体をもって、典型的に信頼関係を構築することができない。また、上記の通り、反社会的勢力は不正請求のおそれが高いことのほか、政府指針等において、「一切の関係遮断」が求められていること、反社会的勢力との保険契約締結や存続自体が、暴力団排除条例で定める利益供与禁止規定に反し得ることから、契約存続を困難とする事由にも該当するとする見解である。

④ 榎説¹¹⁾は、反社会的勢力該当は、信頼関係は破壊されていないが、そもそも存在し得ないため破壊されたに等しいと説明され、契約締結段階での反社会的勢力該当の隠匿は他保険契約の告

知義務違反と平行な理由により包括事由に含まれる一方、契約締結途中での反社会的勢力該当の場合は信頼関係の破壊で説明され、暴排条項は、包括条項に含まれるという基礎付けよりはむしろ、信頼関係破壊を基礎とする包括条項に直接には該当しない重大事由ではあるが、保険契約を締結することがありえなかった者が保険契約者等である以上、これらとの契約関係を解消する約款条項が重大事由による解除の片面的強行規定には抵触しないと説明される。このように、反社会的勢力排除条項は、信頼関係の破壊で説明するか、あるいは片面的強行規定に抵触しない重大事由と説明するか立場はわかれようが、重大事由による解除を基礎にその有効性は基礎付けられるとする見解である。

⑤ このほかに、仮にバスケット条項の範囲を超える部分が存在するとしても、保険法の片面的強行規定の趣旨に反しない解除事由の定めは否定されないものと考えられるため、政府の政策的要請に基づいて設けられた当該解除事由の定めは、片面的強行規定に反しないものとしてその効力が認められると解することが可能であり、約款における暴排条項は重大事由による解除の片面的強行規定性に反するものではないとする嶋寺説¹²⁾、想定し得ない不正利用事象、すなわちモラル・リスクに対処することが3号の包括事項の意義であり、保険金等の不正取得目的の存在を3号の適用要件として限定的に解することは、包括条項の有用性を減殺してしまう恐れがある。したがって、3号の適用に当たっては、法文上明記されている信頼関係破壊と存続困難の2要件を満たせば足りるものであり、個々の事案ごとに総合的に判断すべきであるとする李説¹³⁾、などがある。

2.2 慎重説

これらに対して慎重な見解をとる説の多くは、保険契約の重大事由解除には、保険契約者等が保険金の不正請求等の保険制度の健全性を害する行為（モラル・リスク）を行わないということに向けられた信頼が破壊されることが必要であり、暴排条項の属性要件に該当するという事実のみでは、この信頼が必ずしも破壊されるわけではないとして、保険約款に導入された暴排条項の有効性に疑義を呈している。個別具体的には以下のとおりである。

① 甘利説¹⁴⁾は、その人の属性が「暴力団であること」だけで重大事由解除を認めることは、そもそも保険法の重大事由解除の規定の趣旨からいってかなり無理がある。それでは、この3号事由の趣旨は何か。そもそも保険会社と保険契約者の信頼関係の破壊とは何か。30条の保険契約に置きなおすと、暴力団というだけで信頼関係が破壊されたということにはならない。

保険会社との関係では、自分が担保している危険が変動することが重大事由による解除になるのであって、単に暴力団というだけで解除できるかという、疑問がある。

保険法からいうと、属性だけで重大事由解除に当たるとするのは少し解除権の濫用にあたるのではないか。保険法の成立の際に、国会では、重大事由解除の濫用は慎むようにという附帯決議もなされているとする。

② 勝野説¹⁵⁾では、法3号は、今回の法制化に際しては、実務においてはすでに約款にて重大事由による解除を規定していることとの関係から、現行約款の根拠として、また、その有効性を担保するため定められるにいたった経緯がある。

しかしながら、法3号の規定の仕方は、当該保険契約（損害、生命、傷害疾病定額の各保険契約ごと）の存続を困難とするだけの信頼関係を破壊する重大な事由の存することとしていることから、

この信頼関係の破壊が当該保険契約に対して向けられたものであることを要し、その内容が一般人としても契約継続をもちや許容し得ないと判断されるだけのものが必要であり、その両面から妥当性、合理性が認められなければ、約款自体の有効性を担保できないこととなろう。

その点で、本号要件の適用については、信頼関係破壊行為とは、当該保険者が引き受けたりリスクを人為的に高める事情に関係していなければならず、被保険者側の意図行為により当該保険契約における不正請求ないし人為的事故の発生リスクが不当に高まったことを要すると解すべきであると見る見解である。

③ 潘説¹⁶⁾は、以下のとおりである。重大事由解除制度は、本来、故意の事故招致や保険金請求の詐欺行為など、保険契約上の信義に反する行為をもって解除事由とするものであるが、暴排条項に基づく重大事由解除は、反社会的勢力という属性または反社会的勢力との関係性をもって解除事由とするものであり、保険契約者等の保険契約に係る具体的な信義則違反的な行為を問題にするものではない。したがって、重大事由解除制度の本来の趣旨からすれば、極めて異質的なものであり、このため、保険者に対する信頼破壊という要件との関係が問題とならざるを得ない。

反社会的勢力という属性をもって信頼関係破壊があったと一律に擬制するのは果たして適切であるかは問題となりうる¹⁷⁾。

たしかに、従来から暴力団関係者が保険金詐欺にかかわったとして検挙された例が多く、暴力団やその構成員による保険金詐欺等のモラル・リスクが高いことが指摘されており、保険金の不正請求の可能性が一般契約者に比べて高いといえるようであるが、だからといって、反社会的勢力に属すること自体で保険金の不正請求を招来する高い蓋然性があることをもって信頼関係が破壊されたと考えるのは短絡的すぎるように思われる。

単なる契約者の属性だけで信頼関係破壊があったと考えるのは、理論上問題が残りそうである。

重大事由解除制度は、本来、保険契約上の信義則に反する行為によって、保険者の信頼が損なわれたときに、保険者が契約の拘束力から解放するためのものであるが、保険契約者等が反社会的勢力であること、または反社会的勢力との間に一定の関係性を有することが、ただちに保険者の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とすると評価してよいのか、なお慎重に検討すべきだろうとする見解である。

④ 山本説¹⁸⁾は、暴力団員が不正請求に関与する蓋然性が高いというには、暴力団員という集団が一般人に比べて保険金請求詐欺等を行う可能性が高いことが統計上裏付けられていなければならないと考えられる。過去3年間の生命保険金詐欺で検挙された者のうち42.9%が暴力団関係者等の反社会的勢力が占めていた等のデータは、過去3年間保険金詐欺で検挙された者63名中27名が暴力団関係者であったという意味である。つまり、保険金詐欺で検挙された者は、全国に5万3500人いる暴力団員のうち年間約9名ということになり、コンマ1%に満たない数値ということになる。このように属性の全体数からみれば非常に少ない割合であるにも関わらず、特に暴力団員は保険金の不正請求に関与する蓋然性が高いとみなすのは無理があるのではないかとし、具体的な事情を考慮することなく、暴力団員という属性を解除事由とする見解に対しては、何か特別の集団に属しているというだけで解除できるとするのは、解除権濫用につながるおそれがあるという問題があるとし、反グレ集団および反社会的集団に属している事実も、暴力団と同程度に、(i)信頼関係の破壊、(ii)契約存続の困難性、があるともいえそうであり、その場合、これらの

属性があるという事実のみで解除できるということになりかねない。以上を踏まえると、あえて暴力団員という属性を57条3号でいう重大事由と位置付ける必要はなく、暴排条項を重大事由解除とは別個の解除権と位置付けてはどうかとする見解である。

⑤ 宮根説は、¹⁹⁾いわゆる暴力団排除条項を保険契約に導入する場合、当該条項を重大事由解除とは別の制度と位置付けるのであれば、重大事由解除に係る片面的強行規定の趣旨との抵触の有無が問題となる可能性があるとする。一方、当該条項を重大事由解除制度の一環として位置付けるのであれば、暴力団という属性等のみで解除に値する信頼関係破壊があったかというのか、暴力団であること等はモラル・リスクとは直接の関係を有しないにもかかわらず解除の遡及効が認められるのはなぜか、等の点が問題となりうるとする。

3. 本判例に関する見解等

暴排条項に基づく重大事由解除については、各変遷を経て実務においても定着を見ているのではないだろうか。他方で、同条項に基づく解除の有効性が争われた裁判例はこれまで見受けられず、本件がはじめての事例である。また、裁判所の判断が公刊されて以降、現在のところ裁判例に関する見解が2編発表されており、双方とも本判旨を支持している。

3.1 鈴木（正）見解²⁰⁾

本判決について次の2点から判旨を支持している。

「社会的に非難されるべき関係」の文言は、公共工事等の指名入札停止の一事由として一般的に使用され、暴力団排除条例での使用例や、²¹⁾裁判例や警視庁HP「東京都暴力団排除条例Q & A」²²⁾7においても指摘されており、本裁判例の解釈はこれらの見解に整合的であり、妥当な内容とし、さらに、保険契約者の代表者が指定暴力団の組長と普段から飲食を共にする親しい関係にあったことや、同組長が逮捕され罰金刑を受けたことに因縁をつけて迷惑料名目で保険契約者の第三者に対する工事代金の支払いを免れようと企てた同代表者の行為は同組長との関係を積極的に誇示するものであると認定し、両者の関係はもはや単なる中学時代の知人同士という幼馴染の人間関係の延長線上にあるものとはいえず、社会的に非難されるべき関係と評価すべき域に達するものと解するのが相当であるとの判断を支持している。もっとも、本事案では、県警からの通報を受けて県が排除措置命令を行っているが、裁判所はこの事情のみで保険契約者が本件排除条項における「社会的に非難されるべき関係」を認めるのか、保険契約者（の代表者）と暴力団員の具体的な交際内容の立証まで常に要求するのか必ずしも明らかにはなっていないと指摘している。

そして、この帰結は、保険契約における反社会的勢力排除条項とこれに基づく解除は片面的強行規定に抵触しないとの見解を前提としており、保険暴排の出口対策を推進する観点でも大きな意義があるとしている。

3.2 鈴木（仁）見解²³⁾

控訴審は、暴排条項は「保険金詐取」のような場合に限定されず、「外形的な基準」によって、公共の信頼等を害する抽象的おそれのある者を典型的に排除しようとしたものであり、原審より踏み込んだ判示をしているとし、さらに、暴排条項に列挙されている者による不正請求の一般的蓋然性や、個別具体的な事案における不正請求の蓋然性を問わず、また反社属性の濃淡を問わず、

保険会社の公共の信頼や業務の適切性および健全性の観点から、暴排条項の有効性を一般的に肯定したものと解されると評価する。

なお、「重大事由」を裏付ける評価根拠事実等については、保険金の給付歴、過去の保険事故、著しく過大な重複保険契約など、モラルリスクや不正請求の疑いに関連する事実が広く認められるのは当然として、その他、保険会社の従業員や代理店に対する暴力的要求行為、刑事事件の有無（特に、詐欺事件や粗暴犯）、他の保険契約における解除事由、保険取引に関連する事項（マネロンや犯罪利用のおそれ、契約種類・保障目的や取引の金額・契約の継続期間）、契約時における暴排条項の存在や説明の有無、反社会的勢力が契約当事者となった時期・経緯、債務不履行（保険料の支払い遅延）の有無など、その他の事情も評価根拠事実等となるも、「重大事由」という規範的要件を基礎付ける評価根拠事実等については、濃淡の差こそあれ、広く含まれると解されるし、重大事由や信頼関係破壊等を基礎付ける事実は固定的なものではなく、規制や社会規範の変化により変容しうるものであると補足している。²⁴⁾

3.3 本判決「コメント」において²⁵⁾

本判決コメントは、以下の点について、本判決を積極的に評価している。

① 本件排除条項の趣旨について、「本件排除条項は、保険金の詐取のような場合とは異なり、公共の信頼や業務の適法性及び信頼性の観点から、外形的な基準によって、これらを害する恐れがある類型の者を保険契約者から排除しようとしたもの」と付け加えている。

② 本件排除条項が保険法上の重大事由解除として位置付けられるのか否か、また、本件排除条項が保険法上の片面的強行規定に抵触するのか否かについて、明示的には言及していない。しかし本判決は、Xの「保険法30条、57条の趣旨に鑑み、本件限定解釈がなされるべきである」旨の主張に対し、本件排除条項を保険法上の重大事由解除と位置付けることについては何らの異論を差し挟まないまま本件解除条項を保険法上の重大事由解除と捉えた上で、重大事由解除に係る片面的強行規定に反しないことを前提に、本件解除を有効としたものと理解して差し支えないように思われる。

③ 暴排条項が保険法上の重大事由解除であることを前提に、暴排条項に列举されている者による不正請求の一般的蓋然性や、個別具体的な事案における不正請求の蓋然性を問わず、保険会社の公共の信頼や業務の適切性および健全性の観点からその有効性を一般的に肯認している点で、前記有効説に近似する立場を示したものと評価できよう。

④ 暴排条項の「反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係」の意義と個別事案への適用について判断を示している点でも注目される。すなわち本判決は、「社会的に非難されるべき関係」の意義につき、「①反社会的勢力に該当すると認められること、②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供するなどの関与をしていると認められること、③反社会的勢力を不当に利用していると認められることに準じるものであって、反社会的勢力を社会から排除していくことの妨げになる、反社会的勢力の不当な活動を積極的に支援するものや、反社会的勢力との関係を積極的に誇示するもの等をいう」と判示し、その上で、単なる幼馴染の人間関係の延長線上で飲食をともにする親しい関係にあっただけではこれに該当しないものの、Qの行為は、反社会的勢力の活動を積極的に支援し、暴力団組長であるRとの関係を積極的に誇示するものであるとして、Qは「反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる」とした。

4. 私見

まず最初に、「反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者」と「密接交際者」とは同じ趣旨で使用されているので、本稿においても構成上、この二つを同趣旨で使用することとする。

4.1 東日本大震災に関わって

筆者は、東日本大震災以降5年間にわたり、被災3県における反社会的勢力の事件事故を福島弁護士会所属弁護士と協働で情報収集し、その結果を2016年度日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会福島大会において研究発表を行った。それによると、大震災以降の反社会的勢力の行動については、主に5つのパターンに分類することができる。第1は、震災直後の生活費などの給付金や助成金を詐取、第2は、中小企業などへの緊急融資を詐取するパターン、第3は、金融機関のシステム障害に係る詐取、第4は、街頭募金活動などによる詐取、第5は、がれき処理工事、除染作業及び福島原発への作業員の違法派遣などを巧妙に仕組んで元請けとの間の中間金を上納させるといったパターンである。これらは、当然ながら暴排条項が前提となっているにもかかわらず、混乱の中、それに付け込んで詐取等したものである。

そして、これらの事件には、暴力団員の他に、本件で問題となった「反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者（密接交際者）」や共生者等の関与があってはじめて詐取することができる事件とされている。

4.2 反社会的勢力排除について

このように反社会的勢力は、常に反社行為によって収益を得ることを志向し、低コスト高リターンを違法性・暴力性・(悪)知性をもって達成しようとするのが反社会的勢力である。そして、一般社会では到底想像することも困難な手口で反社活動を行っているため、捜査当局の追及も及ばない場合が多い。しかし、政府指針、金融庁の監督指針、保険法における重大事由排除規定や各保険会社契約約款における暴排条項の導入等、保険会社においても暴排対策は着実に進捗していると思われるが、今後さらに一層の強化が望まれる。

4.3 本判決について

次に、本判決に対する評価であるが、筆者は本判決を妥当な判決であると考えている。その理由としては、すでにコメント等で述べられている内容に異論はないが、付加するとすれば、反社会的勢力排除は国民の安全で豊かな生活等を維持するためには不可欠であり、その排除は国民の意思でもあり、最大の課題でもある。過ぎる表現かもしれないが、もはや反社性の軽重で左右されるものではないと考えている。

もっとも、本判決コメントでは、「本件排除条項が保険法上の片面的強行規定に抵触するの否かについて、明示的には言及していない。」とある。本件において、Qが、1号解除事由又は2号解除事由に該当しない何らかの不正取得目的行為といった行為要件を伴う事象を発生させていれば、属性要件と合わせて重大事由解除条項の適用は争点のないところであったと考えられるが、果たしてQはそのような行為を表出させてはいない。この点が従来からの学説において見解の分かれていた箇所である。

それでは何ゆえに裁判所は行為要件についての判断を示さず（判断を避けたわけではないと考える）、属性要件のみで判示したのかという点が疑問として残る。もっとも、そのように判断につ

いては、いくつかの理由があるのではないかと考える。まず、①反社会的勢力排除は全国の地方自治体（都道府県庁、市区町村長）で暴力団排除条例が施行しているなどもはや国民的な課題として取り組まなければならないものと位置づけられているので、裁判所もそれを斟酌したのではないかという点、次に、②反社会的勢力の属性判断については、日々取締まりを行い、その判断については専門家である警察庁等の当局の判断や情報などを参考とすることに合理性を見出したのではないかという点、また、③保険法においては、57条3号では、条文上も行為要件に関する規定は設けられておらず、仮に不正取得行為などの行為要件が求められた場合は、同条1号又は2号解除事由で対処できるような条文構成になっている点、④反社会的勢力の行為要件まで求めると、保険者に危険が生じる蓋然性が高くなる点、などを挙げることができる。このような背景から、格別の情報や積み上げられた事実（評価根拠事実）をもって属性要件のみで重大事由解除条項に該当するとの判断を行っても、濫用や契約者の不利益には当たらず、その結果片面的強行規定や附帯決議にも該当しないと判断したのではないかと思われる。

さらに付加すると、本判決の判示において、警察の「暴力団排除等のための部外への情報提供」についての言及が特にはなされていない。

警察のこの情報提供にかかわる文章は、平成23年12月に引き続き、平成25年12月に警察庁刑事事務局組織犯罪対策部長名の通達（以下「H25年通達」という。）²⁶⁾として発出されており、これによると情報提供の守秘性・正確性・正当性などを担保するための努力や明確な情報提供基準や情報提供の方式などが徹底されており、もとより「暴力団員と社会的に非難されるべき関係」については、例えば、暴力団員が関与している賭博等に参加している場合、暴力団が主催するゴルフ・コンペや誕生会、還暦祝い等の行事等に出席している場合等、その態様が様々であることから、当該対象者と暴力団員とが関係を有するに至った原因、当該対象者が相手方を暴力団員であると知った時期やその後の対応、暴力団員との交際の内容の軽重等の事情に照らし、具体的事案ごとに情報提供の可否を判断する必要がある、暴力団員と交際しているといった事実だけをもって漫然と「暴力団員と社会的に非難されるべき関係」にあるといった情報提供をしないこととされている。

すなわち、暴力団員の密接交際者として、甲県は県警よりXに関する情報提供を受け、それに端を発して、甲県の入札指名の停止、Yらによる生命保険契約等の解除がなされたものであるが、裁判所は解除が有効である旨の判断をするにあたって、上記警察庁文章の「暴力団員と社会的に非難されるべき関係にあった者（密接交際者）」に関する要件を裁判所は個別事実を積み上げた上で判示をしているので、警察情報について言及はされていないとはいえ、判示のプロセスにおいては相当の程度で重要視しているものと考えられる。さらに換言すれば、裁判所は、警察の情報提供について、反社会的勢力に該当する旨の回答を得たとしても、それは有力な評価根拠事実の一つとしては評価するが、必ずしも決定打にはならず、より具体的な事実関係の積み上げがやはり必要であることを示唆しているのではないかと思われる。

4.4 有効説と慎重説

また、重大事由解除条項の適用を有効とする見解と慎重とする見解があるが、慎重説においても暴排条項や保険法における重大事由解除規定を真正面から否定しているものはない。その異同については、反社会的勢力の存在をどのように捉えるかによって異なるのではないかと考える。つまり、有効説はともかく、慎重説については、反社会的勢力を法律上の、また講学上の概念で

捉えた上で理論展開をしているのではないかと思われる。どちらにせよ、この見解の対立を根深いものとしてはならず、本判決を一つの契機として対立局面が解消方向に向かうことを期待したい。すなわち、反社会的勢力排除の局面においては、これらの見解の相違こそ彼らにとっては願ってもない収益拡大のチャンスを得ることになるという点を十二分に理解の上、論理展開を図ってほしいと切に期待したい。

次に、本稿で取り上げた慎重説について見解を述べたい。慎重説は、反社会的勢力排除を重要視しつつも、3号解除事由は、1号および2号解除事由に比肩しうるものでなければならない、にもかかわらず属性要件のみで、重大事由解除を認めることは法律的にも合理的ではないとする見解が主であり、これらについては、条文の構成上や法律的にも十分理解できるところであり、また濫用は避けなければならない²⁷⁾ということは当然のことでもある。

しかし、反社会的勢力排除といった国民的課題を克服するための一つの解決策として3号解除事由が保険法によって提供されたと理解することはできないだろうか、換言すれば法律的観点を乗り越えて反社会的勢力排除を捉えた場合、慎重説を採ると反社会的勢力排除が困難となり、その結果、反社会的勢力を増長させるきっかけになるということを踏まえないといけない。そのような観点からあえて慎重説に対する見解を述べると以下の通りである。

潘説は、「本重大事由解除は、重大事由排除制度の本来の趣旨からすれば、極めて異質なものである。」、「反社会的勢力という属性をもって信頼関係破壊があったと一律に擬制するのは果たして適切であるかは問題となりうる。」と指摘する。仮に、一般の契約法理からすれば暴排条項は確かに異質であるとしても、昨今は各種契約内容に暴排条項が導入され、保険各社も保険約款以外の各種取引契約においても暴排条項が導入されている。さらには、全国の地方自治体においても暴排条例が導入されるなど、暴排条項を異質であるものとして受け止めて、受け入れているのが現状ではないか。その趣旨は、国民の安全等に資するところであり、異質だからと評価してそれを排除する理由はないと思われる。次に、「一律に擬制する」という点に関して、契約の相手方が反社会的勢力と判明すると同時に信頼関係の破壊等に直結することから擬制という中間的な位置付けとして評価されることはないと思われる。

甘利説において、国会の審議において附帯決議がなされたことに言及しているが、仮に国会審議において暴排条項の適用の可否について審議されていたとすると果たしてこのような附帯決議がなされたかどうかについては疑問である。仮になされたとしても、暴排条項と保険法の関係について明確に言及されていたのではないかと思われる。さらに、暴排条項の適用に当たって、多くの場合、先に自治体等の暴排条例が適用され、また入札参加について制限を受け、そして報道されるといったステップで進んでいくのではないかと思われ、それであれば濫用について、客観的にも説明は可能ではないかと思われる。

勝野説では、信頼関係破壊行為とは、当該保険者が引き受けたりスクを人為的に高める事情に関係していなければならないという言及がある。この場合、保険者には高い蓋然性で人為的事故の発生が想定され、これを看過する契約形態は保険者から見れば公序良俗違反に該当するおそれが皆無ではないといえるのではないかと思われる。

山本説については、反社会的勢力の詐欺の確率は一般事件と比べて相当高いが、反社会的勢力の中で詐欺事件を発生させるのは占率的にもわずかであり、不正請求に関与する蓋然性が高いと

みなすのは無理があると言及している。しかし、反社会的勢力の詐欺事件は、表出しているのは極僅かであり、地下に深く侵攻することによって、詐欺と認識させないような事例が大半であると推測されるため、この見解については、さらなる検討が必要ではないかと思われる。なお、山本説が指摘するように、反グレなどの集団については、警察からの情報も得にくい場合が多いと思われ、この点については今後の大きな課題として検討されなければならないと思われる。また、暴排条項を重大事由解除とは別個の解除権と位置付けるという見解に対して、別個のものとして法的に構成できるかどうかより具体的な提言が待たれるところである。

宮根説については、まさに反社会的勢力の行状等に対する見解の相違の典型であると考えられる。すなわち、宮根説は法的理論としては、正論であり支持されてしかるべきである。他方で、反社会的勢力排除を進捗させるという観点からみれば、その理論を採ることによってその排除は困難になる、そういった側面を持つものである。

4.5 最後に

鈴木（仁）弁護士は、本判決が保険会社の実務に与える影響として、本判決は、各保険会社が保険約款に暴排条項を導入し、進めてきた取り組みを是認し、追い風となるものであり、業界にとって歓迎すべきものである。他方で、限定解釈の主張が排斥されたため、暴排条項導入後の契約であり、かつ反社属性の認定が可能な場合は、原則として解除する体制が求められ、暴排条項に該当するにもかかわらず、特段の理由や検討プロセスを経ずに解除権を行使しない場合には、²⁸⁾ 保険会社に高度の説明責任が求められると指摘する。

本判決によって、保険会社は、本判決を契機として、契約時の契約者属性チェックを徹底し、契約締結後警察情報等によって保険契約者が暴排条項に該当すると判明した場合には、契約者の属性に係る評価根拠事実の積み上げや側面情報の収集を行ない、さらにはリーガル面のサポートを得た上で、暴排条項に基づき契約解除に踏み切ることがより具体化してくると思われる。他方で、契約解除に躊躇するような場合には、上記指摘が該当することになる。

次に、本判決は、保険会社について、公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を有しているからこそ、これらに害する恐れがある類型の者を保険契約者から排除することが認められると評価する。これらの点を維持することは保険会社としての使命でもあったとしても過言ではない。つまり、保険会社の信頼等が国民から失うとこのような排除が認められないことになり、ひいては反社会的勢力の排除という国民的課題を達成できなくなる。このようなことがないよう保険会社には、より一層の業務の健全性の確保等に注力することを強く求めたい。

また、本判決では、本件排除条項が、例えば、暴力団と交際していると単に噂されているとか、暴力団員と幼馴染の間柄という関係のみで交際しているということだけで適用されないことは明らかである等とした上で、QがRに対して顔を立てさせることによって、Sに被害申告をしない約束をさせたり、Rから害悪を告知して未払いの工事代金の回収を断念させたりすることができる関係にあり、この関係こそが反社会的勢力を社会から排除することを妨げ、反社会的勢力の不当な活動に積極的に協力し、反社会的勢力との関係を積極的に誇示することにあたるため、Qは密接交際者と認定し、本件解除を有効としている。すなわち、上記下線部分をもって、密接交際者と認定しているかのようにも見えるが、そうではなく本判決は本文16頁のH25年通達以下からの事実関係等を重要視した上で判断しており、上記下線部は其中で決定的な事象または特徴

的な事象として採り上げているに過ぎないと理解する必要があるだろう。

最後に、繰り返しになるが、反社会的勢力排除の局面においては、有効説と慎重説の見解の相違によって、反社会的勢力排除の判断が遅れたり、なされなかったりすることが彼らにとっては願ってもない収益拡大のチャンスにつながるという点を十二分に理解の上、今後の論理の展開を図って欲しいと考える。

以上

(本稿脱稿日 平成30年9月8日)

注

- 1) 金法2090号70頁以下
- 2) 本稿では、本事案が初めてのケースであり、他に同種の事案がないこと、また判旨から個別性が極めて強くと判断されたため、他の判例を取り上げることを控えたが、参考とした判例を以下に記すこととする。
(参考判例)
(1) 契約解除等が認められた裁判例：①大阪高判 H23.4.28 (原審：大阪地裁 H22.8.4)、②東京地判 H24.12.14 (LLI/DB 判例秘書 (L06730837)、③東京地判 H24.12.21 (金判1421-48)、④大阪高判 H25.7.2 (判タ1407-221)、⑤東京地判 H28.2.24 (LLI/DB 判例秘書 (L07130381)) 等
(2) 契約解除等が認められなかった裁判例：①札幌高判 H22.6.25 (LLI/DB 判例秘書 (L06520703)) (原審：札幌地判 H21.12.22同 (L06450839))
- 3) 藤本和也「暴力団排除条項と保険契約」保険学雑誌621号92頁以下
- 4) 大野徹也「保険契約における暴力団排除条項と重大地涌排除の規律」金法2035号38頁
- 5) 山下友信「保険法(上)」140頁(有斐閣, 2018)においても、導入の経緯が説明されている。
- 6) 立法の経緯については、萩本修「一問一答保険法」97頁～101頁参照(商事法務, 2009)
- 7) 大野・前掲注3・38頁
- 8) 藤本・前掲注2・99-103頁
- 9) 藤本和也「重大事由解除に基づく反社会的勢力排除の法理」保険学雑誌633号85頁
- 10) 鈴木仁史「反社会的勢力との保険契約の解除(2)」金法2034号59頁
- 11) 落合誠一監修・編著「保険法コンメンタール(損害保険・傷害疾病保険)第2版」177～178頁(榊素寛)(損害保険事業総合研究所, 2014)
- 12) 嶋寺基「新保険法の下における保険者の解除権—重大事由による解除の適用場面を中心に」石川正先生古稀記念論文集『経済社会の法と役割』842～844頁(商事法務, 2013)
- 13) 李鳴「生命保険の重大事由解除に関する一考察」法学研究89巻1号361頁
- 14) 甘利公人「共済契約を巡る最近の法律問題—保険法施行後3年を経過して」平成25年度第1回共済理論研究会 H25.7.1 共済と保険 668号25頁
- 15) 勝野義孝「重大事由による解除」落合誠一=山下典孝『新しい保険法の理論と実務』211頁以下(経済法令研究会, 2011)
- 16) 潘阿憲『生命保険契約と重大事由解除』生命保険論集192号21頁以下 2015.9
- 17) この点についての反論として、鈴木・前掲注8・59頁
- 18) 山本啓太「共済契約者が暴力団員であることを理由とする共済金支払拒否の可否」法律のひろば69巻1号68頁
- 19) 宮根宏一「片面的強行規定の『趣旨』との抵触に関する判断と脱法行為論—保険法との関係を中心として—」保険学雑誌614号5頁の(注12)
- 20) 鈴木正人「共生者排除に係る出口対応の深化—保険暴排の裁判例を題材に—」金法2091号4頁～5

頁

- 21) 大阪高判平23.4.28公刊物未搭載。東京弁護士会民事介入暴力対策特別委員会編『反社会的勢力を巡る判例の分析と展開』74頁〔森田岳人〕（経済法令研究会）
- 22) 相手方が暴力団員であることをわかっていながらその主催するゴルフ・コンペに参加している場合、相手方が暴力団員であることをわかっていながら頻繁に飲食をともにしている場合、誕生日会、結婚式、還暦祝いなどの名目で多数の暴力団員が集まる行事に出席している場合、暴力団員が関与する賭博等に参加している場合を意味する。
- 23) 鈴木仁史「共生者・密接交際者との保険契約の暴排条項に基づく解除—広島高裁岡山支部判平30.3.22の検討—」金法2093号 8頁～17頁
- 24) 鈴木・前掲注9 61頁
- 25) 前掲注1 72頁-73頁
- 26) 平成25年12月19日警察庁刑事局組織犯罪対策部長「暴力団排除等のための部外への情報提供について」
- 27) 木下教授も「もともと重複契約の場合に、客観的な契約の重複が見られるだけで信頼関係破壊といえるかどうか、保険法の制定前から議論がありましたが、暴排関係に重大事由解除を使うのも、これに近いと思われます。」と発言し、暴排条項と3号解除条項との関係について述べている（筆者は否定的であると読み取ったが）。山下（友）・洲崎・木下・遠山・山下（信）『特集 保険法の現状と新たな課題「座談会 保険法の論点と課題」』ジュリスト1522号 16頁の木下発言。
- 28) 前掲注23・17頁